

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件審査請求の対象となった行政文書につき、香川県知事（以下「実施機関」という。）がその全部を非公開とした決定については、これを取り消し、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和3年2月10日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

令和2年6月23日付け2み保第21700-1号林地開発許可申請書の中の「一定規模以上の土地の形質の変更届書」の内、

- ・令和2年4月3日77番を除く10筆の地番の開示
- ・上記の筆11番 深さ28.8mの形質の変更を求める理由及びその基点のベンチマークの開示（事実は28.8mの高さの土砂を積む高さの意味か。）

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、令和2年4月3日付けで〇〇から提出された土壌汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の添付書類のうち、「土地の所在場所一覧表（用途別一覧表）」及び「切土盛土区分図（以下「本件行政文書」という。）」を特定し、令和3年2月18日付けで、土地の所在場所一覧表（用途別一覧表）については公開決定処分を、また、本件行政文書については、法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号本文に該当するとして非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年4月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

非公開決定処分取消しの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）での林地開発は、公益的機能を有しているため、開発事業者に適正な開発の責務が求められているが、開発協議中はもちろん、開発が許可されると、県が有する開発事業者の開発事業地の計画・実施計画は、条例第7条第2号該当で非公開になる。

森林法は、森林の生産力を増すために、森林を育成する法律であるが、県は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号。以下「みどり条例」という。）で、一定の条件で、規制をもって民有林の破壊（開発）を認めている。その一定の条件下の破壊（開発）が、開発事業者の競争的地位・正当な利益、すなわち、経済自由権を害するおそれがあるとして、非公開として保護されている。

森林法の中で、この開発という営利事業計画を保護する必要性があるのか。開発事業者の経済自由権を制限する必要がある。

- (2) 本件開発事業地の背景にある地は、九州・四国・本州の中央構造線の活断層帯で、いつの日か南海大地震・東南海地震に伴って断層が動く地域でありながら、県の地域森林計画では、大規模土砂埋立開発事業の規制対象区域になっていない。
- (3) 審査請求人が本件請求で指摘し、非公開とされた本件行政文書の計画図面の高さ28.8m（建物のビル9階以上）の盛土は、地震が起きれば液状化を起こし、大規模土砂流出（土石流）を必ず招くことは、過去の災害で実証されている。この大規模巨大盛土は、何層にも約30万 m^3 （3 m^3 /ダンプ1台、約10万台）が積み上げられ、地震が起きれば積層雪崩のようになる。
- (4) 液状化や活断層による土石流に対する国の土木基準は今も作られていない。県の環境森林部では、事故が起これば想定外の自然災害として人災を認めないと想定される。県として、活断層地域の大部分を強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）の強靱化地域指定をして、地域森林計画から外すことが県のとるべき林地開発である。その上、県の環境森林部は、許可時と許可後において分かれている責任部署を一本化し、責任を明らかにすべきである。
- (5) この盛土による被害は、開発事業地外の下流域で大規模に起きる。ど

のようにして復旧するのか。その復旧計画さえない。被害が起きてからでは、復旧できないことは「豊島の不法投棄事件の教訓」で明らかで、教訓が生かされていない。本件行政文書を非公開とするのならば、本件請求に係る林地開発許可を行った知事の法的責任を明らかにすべきである。

(6) 本件処分は、県民の生命・財産を守る（条例第7条第1号ただし書イ）ための「知る権利」を損なっている。県民の利益とのバランスの上で、本件行政文書を公開しても、開発事業者の利益を損なうことはない。

(7) 森林法やみどり条例による開発許可や事前協議について、県民の生命・財産・安全が損なわれたり、そのことが危惧されるおそれがある許認可事項については、県民の「知る権利」として、開発事業者や協議者は条例第7条第2号には該当しない。

3 反論書による主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求に係る深さ 28.8 メートルの土地の形質の変更が、事実は 28.8メートルの土砂の盛土ではないかとの審査請求人の質問に、実施機関からの回答はなかった。

(2) 令和2年7月17日付け2み保21700-4号林地開発許可に関しては、令和2年11月2日付け「令和2年（行ウ）第〇号」土地開発行為許可執行停止請求事件訴訟の当事者として審理中である。審査請求人が本件請求で公開を求めた土地の形質の変更には、審査請求の理由で主張しているとおり危険性があり、当事者として安全確保のために公開決定の裁決を願う。

4 口頭意見陳述による主張

口頭意見陳述による主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 県は、開発事業者の内部管理情報で、法人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、本件行政文書を非公開とした。

森林法は森林生産力の増進を図る目的としての法律である。林地開発制度・みどり条例も香川県の森林を守り、育てる制度・条例である。みどり条例の開発は、一定範囲で森林破壊を認める条例でもあり、その開発情報は一法人の内部管理情報として保護されるべきではなく、逆に森林を守る制度・条例である以上、外部管理すべき情報ではないのか。森林を守るために、公にすることに何ら支障はない。正当な利益を害するおそれもない。他に何のおそれがあるのか。実施機関の弁明書には、おそれの理由の記載がない上、県民の生命・健康・生活又

財産を保護するために、公にすることが必要でないとは断言しているが、災害とは、県が予想した数値及び制度以上で起きる場合である。

- (2) 審査請求人は、土地開発行為許可執行停止請求事件訴訟の利害関係人であっても、被告である県環境森林部での当該土地開発許可に係る行政文書の公開請求は非公開であった。

開発許可・協議に係る行政文書の 4/5 は、黒塗りか全面非公開であった。その公開された一部の疑問についての、本件請求にも非公開があった。天災・災害は、みどり条例の技術基準以上の事故が起きた場合であって、その基準も地域を加味した基準ではなく一般基準である。法の規制値がない以上、責任は想定外とするのが県の見職である。

では、線状降水帯等で、自然災害が地域限定されて発生する今日、非公開と断言した高慢な職責意識こそが災害を招いている。また、温暖化による気候変動が言われている今日、土砂災害が世間でニュースになっても、規制数値・規制制度がなければ管理対処することができないのが、県の実施機関である。このような実施機関に県民の生命・財産を任しているから、豊島産業廃棄物不法投棄事件が起き、また、廃棄物の搬出が終わらない 2015 年に、同じ豊島で太陽光発電目的の産業廃棄物不法投棄が警察に摘発されている。

- (3) 令和 3 年 10 月 29 日の新聞では、国土交通省・内閣府が調査すると、大規模土砂の盛土の総点検箇所が全国 4 万箇所あり、香川県だけで 417 箇所ある。その 417 箇所の情報開示が人災災害とならないために必要である。

情報公開をしなければ、近隣住民は自分達の生命・財産がどのような環境下に置かれているのか分からない。本件の高さ 28m の盛土で大規模土石流が起きるおそれがあると思うのが常識である。熱海の不法土砂廃棄も情報開示されていれば、住民 26 名と行方不明 1 名の命を奪う人災にはならなかったかもしれず、香川県は豊島事件の教訓を生かす先進県であって欲しい。

第 4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第 7 条第 2 号では、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報と定めている。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害からの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公に

することが必要であると認められる情報については、非公開情報から除くこととしている。

- 2 本件行政文書の内容は、届出者が各種法令の規制等の条件を満たすものの中から総合的に検討し、最も有効な方法として決定したもので、法人の企業努力に関わるものであることから、法人の事業に関する内部管理情報に該当すると考えられ、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。
- 3 また、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書は、土壤汚染のある土地で土地の形質の変更を行った場合における掘削工事等による汚染された土壤の露出等の環境リスクの発生を防止するため、土壤汚染のおそれがある場合には、土地の形質の変更が行われる前に調査を行わせ、土壤汚染が見つかった際には対策を講じさせる必要性から、土地の形質の変更を行う前に事前の届出を義務付けているものであり、本件行政文書は、届出者が土地の形質の変更を行う予定の土地の場所を明示し、実施機関が土地の形質の変更の前の当該土地における土壤汚染のおそれの有無を審査するための図面である。したがって、本件行政文書の性質上、条例第7条第2号ただし書の「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害からの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

以上のとおり、審査請求の理由はなく、本審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

- 1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

- 2 林地開発について

- (1) 森林法に規定される林地開発許可制度について

森林法第10条の2に規定される林地開発許可制度とは、知事が立て

た地域森林計画の対象となっている民有林において、土石又は樹根の採掘・開墾その他の土地の形質を変更する開発行為を行う場合には、森林の有する機能を阻害しないようその適正化を図る必要があるとして、一定規模を超える開発行為をしようとする場合に、知事の許可を必要としたものである。

許可申請を行うには、みどり条例や土壤汚染対策法その他関係法令の様々な基準を満たしている必要があり、県は香川県林地開発許可制度実施要領（平成15年3月31日制定）において、許可申請書に関係他法令の申請状況を示した一覧表のほか関係図面の添付を求めている。また、これらに加え、当該許認可等が確認できる書類の提出も併せて求めている。

(2) みどり条例に規定される事前協議制度について

みどり条例は、県民の参加と協働の下、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を積極的に進め、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図り、もって快適な環境の確保に資することを目的として、平成14年に制定されており、緑化の推進とみどりを保全するために必要な土地利用の調整という施策がまとめられている。

みどり条例第16条に規定される事前協議制度とは、土地開発行為を行うに当たって、各種法令等により様々な規制が行われている中、事業者が開発行為に着手する前に、知事と十分な協議、調整を行うことが極めて重要であることから、みどりを保全するために必要な土地利用の調整を行う手続を法的に根拠付けたものである。

事業者は、土地開発行為を行うに当たり、法令等の規制により許認可等の手続が必要な場合には、当該許認可等に係る申請等の手続に先立ち、知事に土地開発行為協議書を提出するように努めなければならないとされている。

(3) 土壤汚染対策法に規定される一定の規模以上の土地の形質の変更届出について

土壤汚染対策法第4条第1項に規定される一定の規模以上の土地の形質の変更届出とは、土壤汚染のおそれがある土地で土地の形質の変更を行う場合には、掘削工事等による汚染された土壤の露出等の新たな環境リスクを発生させるおそれがあるため、土地の形質の変更が行われる前に調査を行わせ、土壤汚染が見つかった際は対策を講じさせる必要があることから、事前に届出を求めているものである。

土壤汚染対策法は、現在、森林法に係る林地開発許可申請に添付されている関係他法令申請状況一覧表の様式にも掲載されている関係他法令であり、届出に当たっては、届出書のほか、平面図、立面図及び断面図

を添付することとされている。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、林地開発を行おうとした事業者が、森林法による林地開発許可申請に先立ち実施機関に提出した「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に添付された図面の一つである。また、切土盛土区分図と表示され、土地の形質の変更を行う予定地について、実測に基づき作成された地形図に、林地開発により掘削されたり、埋立てられたりする区域をそれぞれ「切土区域」、「盛土区域」として色分けして表示するほか、林地開発後の進入路や管理道等の構造物が図示されている。さらに、盛土区域内には最大盛土高地点が明示されている。

4 非公開情報該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方にに基づき、本件行政文書の本号該当性について、以下検討する。

当審査会が見分したところ、本件行政文書は本件林地開発予定地の地形情報をもとに作成されているが、このような図面の作成技術は事業者において一般的なものであり、法人の生産技術上のノウハウにあたる情報とは認められない。また、林地開発後の切土区域及び盛土区域や進入路及び管理道等の構造物は、本件林地開発のために設計されたものであり、第三者が別の土地において林地開発行為を行う際に流用できるものではない。よって、今後同種の工事において、競争関係にある他の事業者に直接及び間接に利用されることは通常考えられず、法人に経営上の不利益を与えるおそれのあるものとはいえない。さらに、本件行政文書からは、法人の資産状況が推測される情報や内部管理情報は認められない。

したがって、本件行政文書は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当しないと判断される。

5 その他の主張について

審査請求人の実施機関に対する要望等については、当審査会の審査の権

限外の事項であり、審査会では判断しないものとする。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

審査請求人が提出した行政文書公開請求書や審査請求書の記載内容から、審査請求人が求める行政文書は、実施機関が特定した行政文書だけではないことが推察される。これは、実施機関が行政文書の特定を行う際、請求の趣旨を十分に確認しなかったために、審査請求人の要求する文書と実施機関の特定した文書に齟齬が生じたものと思われる。

行政文書の特定に当たっては、行政文書公開請求書の「行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載された内容から、該当する行政文書を特定することとしているが、当該公開請求の趣旨を十分に把握した上で、実施機関は文書を特定することを求めるものである。

第6 審査会の審査経過

(略)